

経営事項審査制度の改正 ⑧ 経理処理の適正を確認した旨の書類(その3)

はじめに

今月は、「経理処理の適正を確認した旨の書類」(以下、「チェックリスト」と記載します。)の解説の3回目です。いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

2. 確認項目の内容(つづき)

2-4 貸倒損失、貸倒引当金

- ・ 法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
- ・ 取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
- ・ 貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。

完成工事未収入金や売掛金、貸付金などの金銭債権について、相手先が会社清算等で法的に消滅したり、債権者集会等で回収不能となる金額が確定した場合、資産状態からみて実質的に回収不能であることが明らかな場合には、当該回収不能となった金額を貸借対照表の資産の部から控除し、貸倒損失処理する必要があります。

また、法的消滅には至らないまでも、相手先の会社が破産や会社更生、民事再生の申立を行った場合、あるいは、不渡手形を出し、銀行取引停止処分を受けた場合、その他、回収不能のおそれが発生した場合には、当該回収不能と見込まれる金額を貸倒引当金として計上する必要があります。法人税法の規定では、上記のような事実が生じた場合、債権金額の50%を貸倒引当金繰入額として損金に算入することができますが、会計的には、この規定にかかわらず、あくまでも回収不能と見込まれる額を計上する必要がありますので注意が必要です。

上記処理に伴う、貸倒損失または貸倒引当金繰入の計上区分は、その金銭債権の性質の応じて決まります。完成工事未収入金や売掛金など、営業取引に基づくものについては、販売費及び一般管理費の区分に計上し、貸付金など営業取引に基づかない債権については、営業外費用に計上します。また、金額が会社の規模に比較して巨額に上る場合には、特別損失に計上することも認められます。

なお、一般債権に対して貸倒実績率による引当を行っている場合は、上記債権の種類ごとに前期の貸倒引当金残高と、当期の貸倒引当金残高とを比

較し、当期の残高が大きい場合には、その差額を貸倒引当金繰入額として計上し、前期の残高が大きい場合には、貸倒引当金戻入額として特別利益に計上します。

なお、貸倒損失、貸倒引当金の処理については、金融商品会計基準(企業会計基準第10号)や金融商品会計に関する実務指針(会計制度委員会報告第13号)に、その詳細が記載されています。

2-5 棚卸資産

- ・ 原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得価額より著しく低く、かつ、将来回復の見込がないものがある場合、これを時価で評価している。

チェックリストでは、未成工事支出金以外の棚卸資産については、上記が規定されているのみですが、棚卸資産については、企業会計基準第9号として「棚卸資産の評価に関する会計基準」が公表されており、平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることとなっています。詳細については、当該基準をご覧いただきたいと思いますが、ポイントは、①評価方法として、従来認められていた後入先出法の適用が認められなくなったこと、②評価基準は、原則として原価法ではなく、低価法による必要があることです。ここで低価法とは、同基準によれば、『通常の販売目的(販売するための製造目的を含む)で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、取得原価と当該正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。』とされています。

チェックリストは、この基準が出される以前の会計処理を前提として作成されたものと思われますので、この点に関しては、いずれ、国土交通省からチェックリストの改定などが行われるものと思われますが、会社が上記企業会計基準に基づいて処理を行っている限り、問題はないものと思われます。なお、本基準は、未成工事支出金や販売用不動産など原則としてすべての棚卸資産に適用されます。

(以下、次号に続きます)。

(注)チェックリストでは、貸倒損失、貸倒引当金の次は有価証券ですが、紙幅の都合で順番を入れ替えています。ご了承ください。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)